

第7期南国市障害福祉計画
第3期南国市障害児福祉計画

令和6年3月
高知県 南国市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 国の基本指針の見直しのポイント	2
3 計画の期間	3
4 策定の体制	4
第2章 障害者を取り巻く状況	5
1 障害者手帳所持者等の状況	5
2 アンケート調査結果の概要	8
3 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の状況.....	14
第3章 計画の基本的な考え方	16
1 基本理念	16
2 計画の基本的な方向性	16
3 計画の体系	18
第4章 取り組みの内容	20
1 第7期障害福祉計画における成果目標	20
2 障害福祉サービスの充実	23
3 地域生活支援事業の充実	30
4 第3期障害児福祉計画における成果目標	35
5 障害のある児童を対象としたサービスの充実.....	35
第5章 計画の推進体制	38
1 計画の推進	38
2 計画の点検・評価体制	39
参考資料	40
1 南国市障害者自立支援協議会設置要綱	40
2 南国市障害者自立支援協議会委員名簿	42

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障害者施策の分野では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年東京オリンピック・パラリンピック」という。）の開催、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の改正（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）の成立・公布）等の大きな動きが見られました。

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第1条は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定しています。

南国市（以下「本市」という。）においても「新なんこくフライト・プラン～第4次南国市障害者基本計画（計画年度：令和2～8年度）」（以下「南国市基本計画」という。）を策定し、「共生社会」の実現を掲げ取り組んでいます。

さらに、障害者基本法第11条第1項を根拠法とした国の障害者基本計画（第5次：令和5年3月）では、共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定めています。

本市では、南国市基本計画と第6期南国市障害福祉計画・第2期南国市障害児福祉計画（計画年度：令和3年度～令和5年度）を策定し、両計画に基づき、障害福祉に関する施策を総合的に進めています。

このたび、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間終了にあたり、計画期間中における障害福祉サービス等の実績や計画の進捗状況を確認するとともに、コロナ禍を経験し、あらためて障害者を取り巻く状況や課題など、本市の状況を把握した上で、令和8年度までの必要なサービスの見込み量等を示す「第7期南国市障害福祉計画・第3期南国市障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 国の基本指針の見直しのポイント

国においては、第7期障害福祉計画等の策定に向けて以下のように基本指針が見直されました。

1) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し。

2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

3) 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- 一般就労中の就労系福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

5) 発達障害者等支援の一層の充実

- ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

6) 地域における相談支援体制の充実強化

- 基幹相談支援センターの設置等の推進
- 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

7) 障害者等に対する虐待の防止

- 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

8) 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の

構築の推進に係る記載の新設

9) 障害福祉サービスの質の確保

- 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

10) 障害福祉人材の確保・定着

- ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

11) よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

12) 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の推進に係る記載の新設

13) 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

14) その他：地方分権提案に対する対応

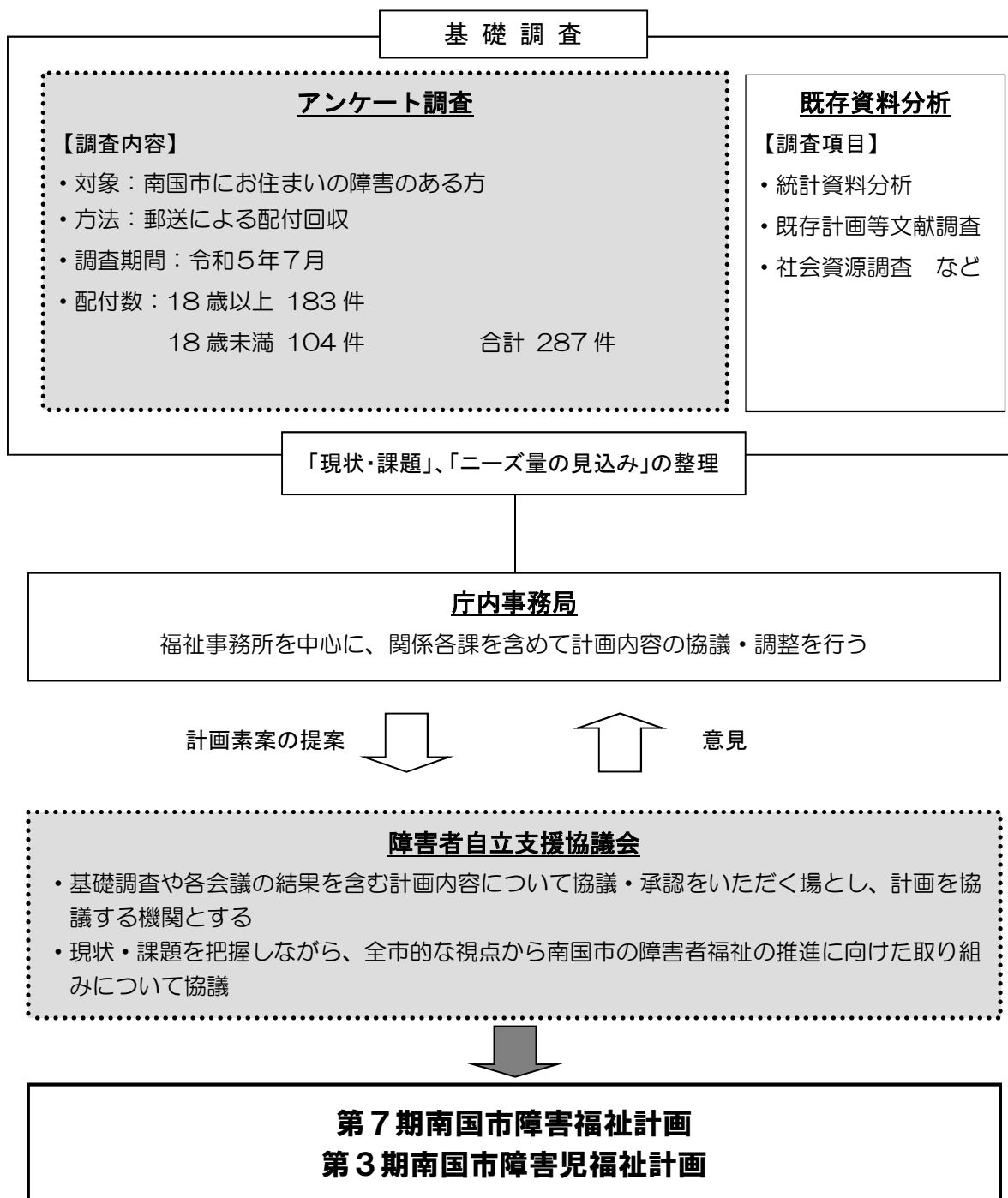
- 計画期間の柔軟化
- サービス見込量以外の活動指標の策定を任意化

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年（2024年）度から令和8年（2026年）度までの3年間とします。ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
障害者 基本計画	第4次 障害者基本計画						
障害 福祉計画	見直し			見直し			見直し
障害児 福祉計画	第5期 障害福祉計画 第1期 障害児福祉計画	第6期 障害福祉計画 第2期 障害児福祉計画			第7期 障害福祉計画 第3期 障害児福祉計画		

4 策定の体制



※ は、住民参加による策定プロセス

第2章 障害者を取り巻く状況

1 障害者手帳所持者等の状況

本市の手帳所持者全体の推移をみると、令和元年度から令和4年度にかけて25人増加しており、3,330人となっています。

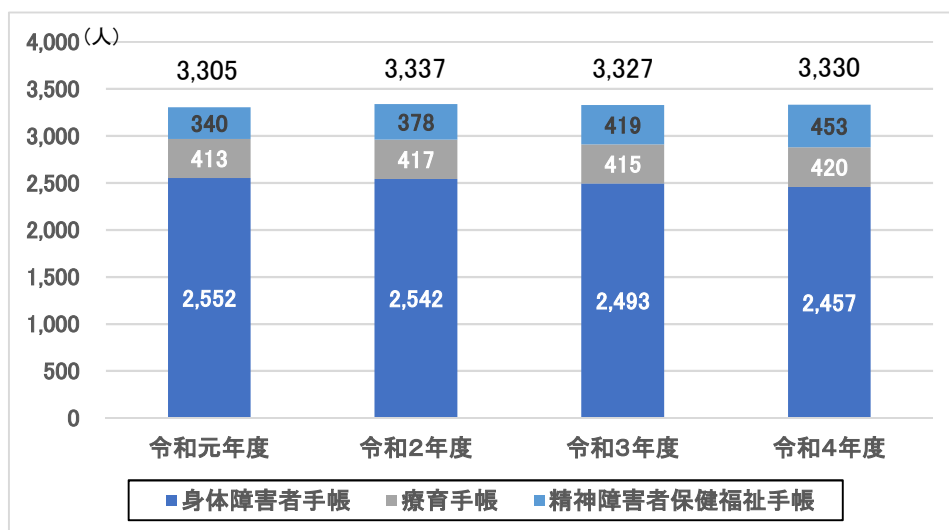
手帳種別にみると、令和元年度から令和4年度にかけて、療育手帳所持者が7人、精神障害者保健福祉手帳所持者が113人増加しています。

手帳所持者の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計	3,305	3,337	3,327	3,330
身体障害者手帳	2,552	2,542	2,493	2,457
療育手帳	413	417	415	420
精神障害者保健福祉手帳	340	378	419	453

(各年度末現在)



① 身体障害のある人

身体障害者手帳所持者の推移をみると、「内部障害」が最も多く、次いで「肢体不自由」となっており、「肢体不自由」は微減傾向となっています。

身体障害者手帳所持者の推移

単位：人

障害別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	146	153	138	141
聴覚平衡機能障害	135	130	130	125
音声・言語そしゃく機能障害	33	34	29	30
肢体不自由	1,172	1,135	1,099	1,076
内部障害	1,066	1,090	1,097	1,085

(各年度末現在)

② 知的障害のある人

療育手帳所持者の推移をみると、「B2」が最も多く、次いで「B1」となっており、「B2」は微増傾向、その他はほぼ横ばいで推移しています。

療育手帳所持者の推移

単位：人

障害別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A1	86	86	86	86
A2	76	75	75	75
B1	113	117	113	114
B2	138	139	141	145

(各年度末現在)

③精神障害のある人

精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療（精神通院医療）受給者証交付者の推移をみると、手帳所持者・医療受給者証交付者ともに増加傾向となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証交付者の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神障害者 保健福祉手帳所持者	340	378	419	453
自立支援医療（精神通院医療） 受給者証交付者	675	785	736	738

（各年度末現在）

④難病患者の状況

特定医療費（指定難病）受給者証交付者の推移をみると、年度によって増減はありますが、減少傾向から増加傾向となっています。

特定医療費（指定難病）受給者証交付者の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定医療費（指定難病） 受給者証交付者	365	400	386	401

（各年度末現在）

⑤小児慢性特定疾病患者の状況

小児慢性特定疾病医療受給者証交付者の推移をみると、年度によって増減はありますが、緩やかな増加傾向となっています。

小児慢性特定疾病医療受給者証交付者の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小児慢性特定疾病医療 受給者証交付者	49	53	53	46

（各年度末現在）

2 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

■調査の目的：市内にお住まいの障害のある方を対象に、日ごろの生活のご様子や障害者施策、障害福祉サービスなどに関するご意見をお聴きし、計画づくりに反映させていただくため、実施しました。

■調査対象者：南国市にお住まいの障害のある方

■調査期間：令和5年7月14日～令和5年7月31日

■調査方法：郵送による配付・回収

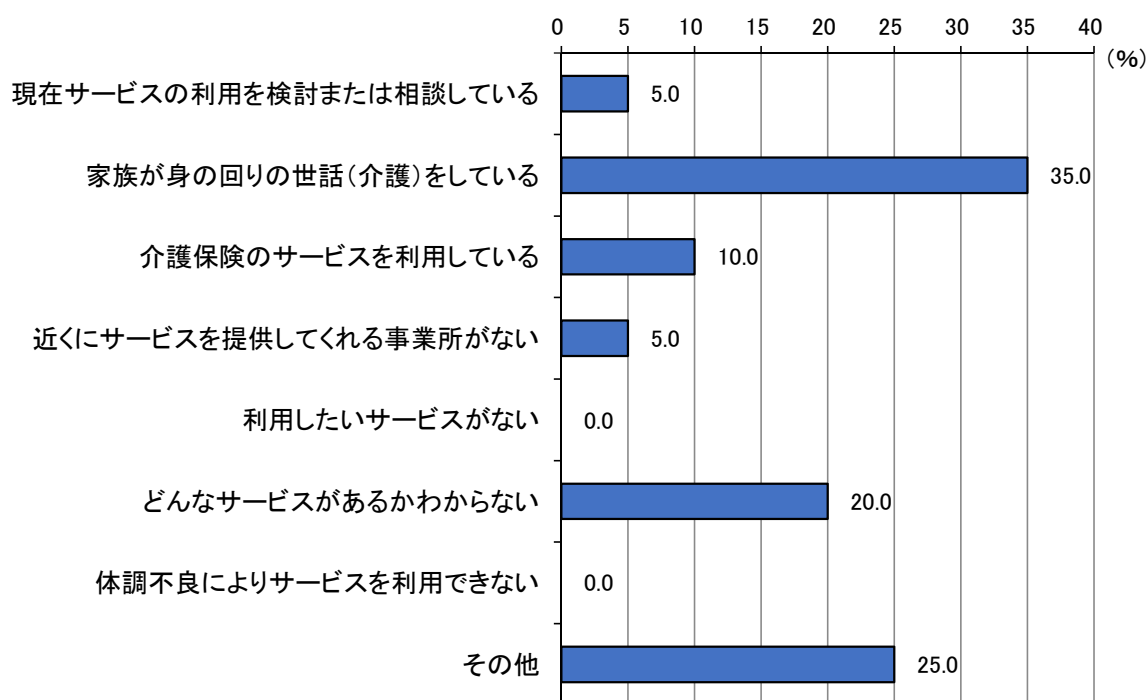
調査票対象	調査対象者数 (配付数)	有効回収数	有効回収率
18歳以上の方	183件	66件	36.1%
18歳未満の方	104件	30件	28.9%

(2) アンケート調査結果

■18歳以上

障害福祉サービスを利用していない理由

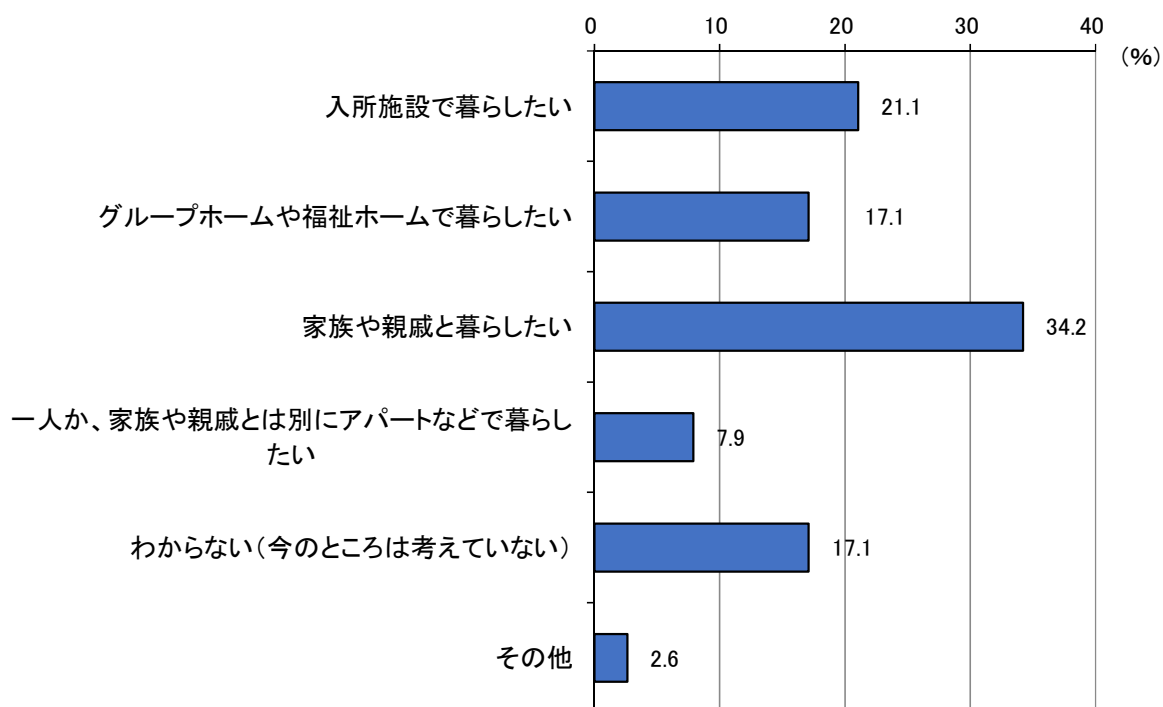
サービスを利用していない理由についてみると、「家族等が身の回りの世話（介護）をしている」が35.0%と前計画同様に最も高く、次いで「どんなサービスがあるかわからない」が20.0%、「介護保険のサービスを利用している」が10.0%となっています。



将来、ずっと暮らし続ける場所として希望する終の住処

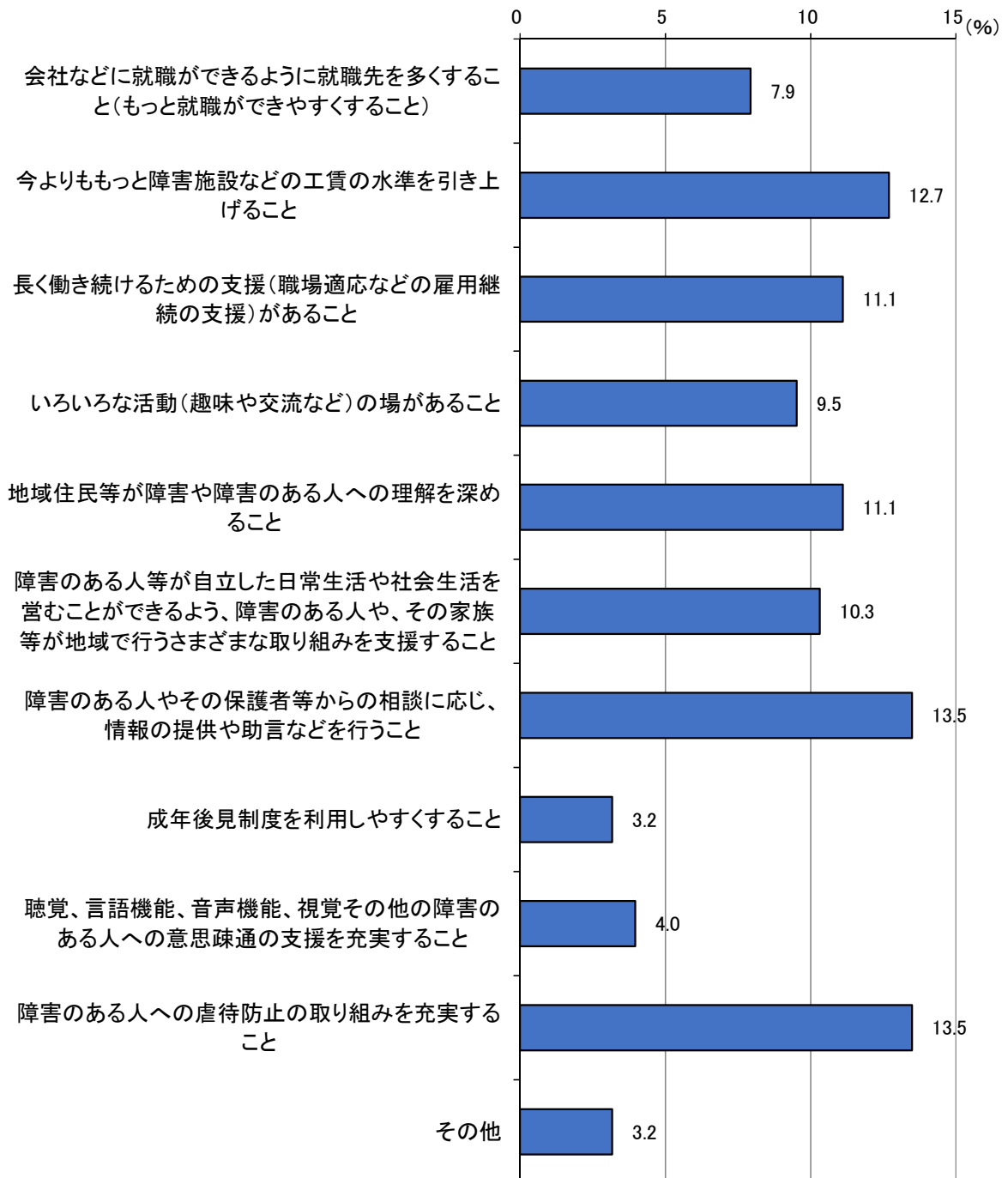
将来、ずっと暮らし続ける場所（終の住処）として、どこを希望するかについてみると、「家族や親戚と暮らしたい」が34.2%と前計画同様に最も高く、次いで「入所施設で暮らしたい」が21.1%、「グループホームや福祉ホームで暮らしたい」、「わからない（今のところは考えてない）」が17.1%となっています。

前計画と比べて、「わからない（今は考えていない）」が減り、「入所施設で暮らしたい」や、「グループホームや福祉ホームで暮らしたい」が増加しています。



障害者福祉に必要なだと思うこと

障害者福祉（通所・入所等サービスを除く）に必要なだと思うことについてみると、「障害のある人やその保護者等からの相談に応じ、情報の提供や助言などを行うこと」、「障害のある人への虐待防止の取り組みを充実すること」が13.5%と高く、次いで「今よりもっと障害施設などの工賃の水準を引き上げること」が12.7%となっています。前計画では、「就職先を多くすること」や「長く働き続けるための支援」が多かったが、今計画では「工賃の水準を引き上げること」、「情報の提供や助言を多くすること」、「虐待防止の取り組みを充実すること」などが多くなっています。

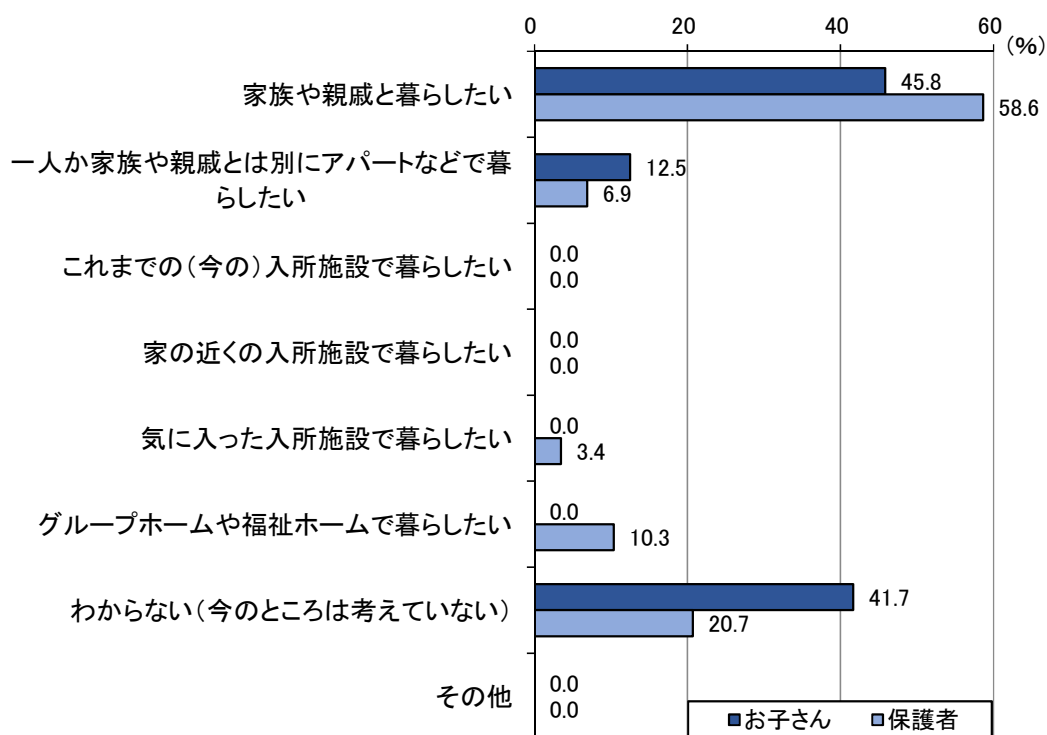


■ 18 歳未満

将来暮らしたい場所

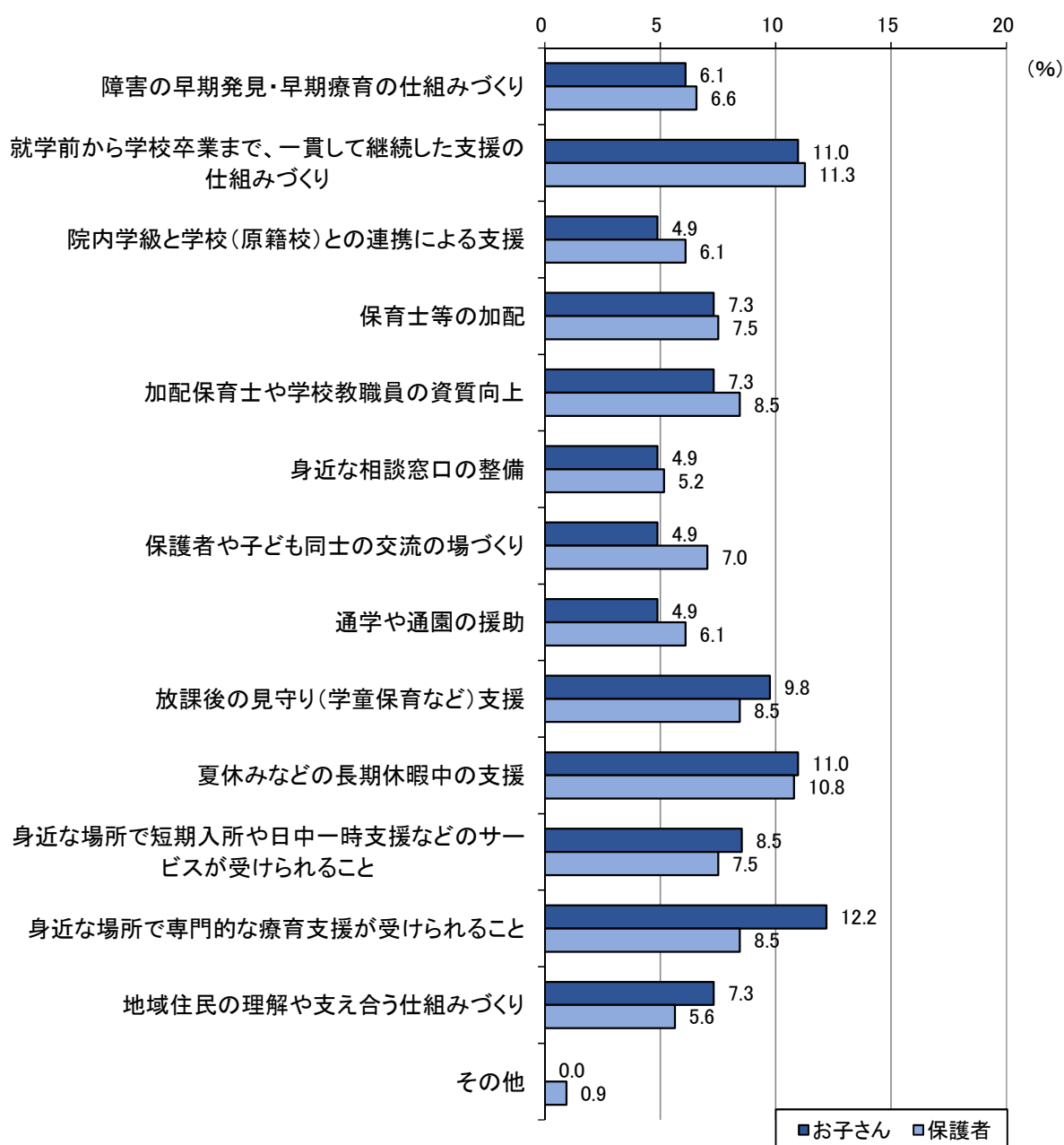
お子さんは、将来、どんなところで暮らしたいかについてみると、お子さん本人では、「家族や親戚と暮らしたい」が45.8%と最も高く、次いで「わからない（今のところは考えていない）」が41.7%、「一人か、家族や親戚とは別にアパートなどで暮らしたい」が12.5%となっています。

保護者の方では、「家族や親戚と暮らしたい」が58.6%と最も高く、次いで「わからない（今のところは考えていない）」が20.7%、「グループホームや福祉ホームで暮らしたい」が10.3%となっています。前計画と同じく、お子さんも保護者も「家族や親戚と暮らしたい」が最も多くなっています。また、保護者が施設やグループホームを考えているのに対して、お子さんは「わからない（今のところ、考えていない。）」が多くなっています。



お子さんに必要だと思うこと・必要だと思う支援

お子さんに必要だと思うことや必要だと思う支援についてみると、お子さん本人では、「身近な場所で専門的な療育支援が受けられること」が12.2%と最も高く、次いで「就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり」「夏休みなどの長期休暇中の支援」が11.0%と多く、次いで「放課後の見守り（学童保育など）支援」が9.8%となっています。保護者の方では、「就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり」が11.3%と最も高く、次いで「夏休みなどの長期休暇中の支援」が10.8%となっています。「加配保育士や学校教職員の資質向上」、「放課後の見守り（学童保育など）支援」、が8.5%となっています。また、同じく8.5%の「身近な場所で専門的な療育支援が受けられること」は、前計画では保護者のみ多かったが、今計画では、お子さんでも多くなっています。

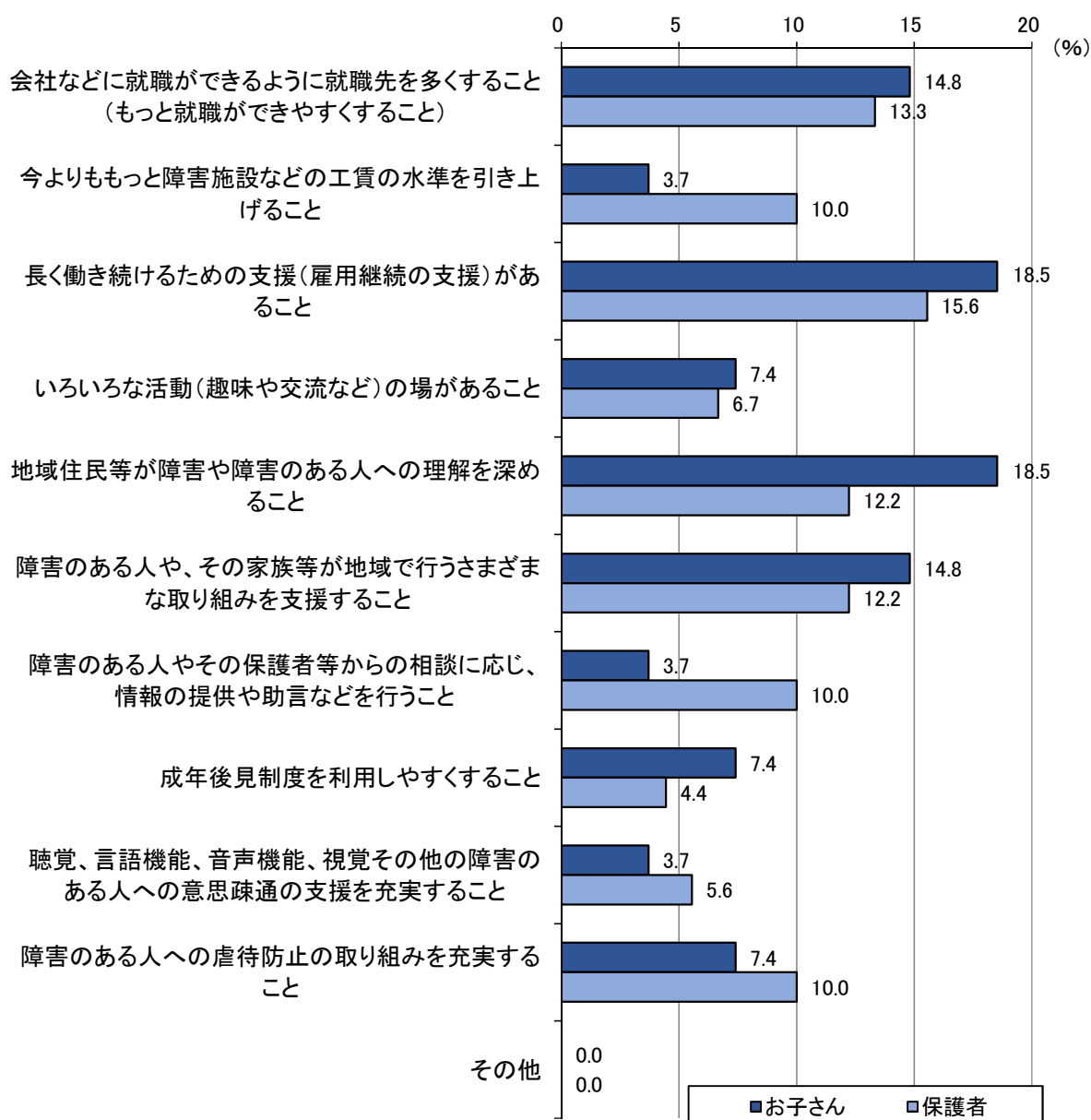


今後、障害者福祉に必要なと思うこと

今後、障害者福祉（通所・入所等サービスを除く）に必要なと思うことについてみると、お子さん本人では、「長く働き続けるための支援（雇用継続の支援）があること」、「地域住民等が障害や障害のある人への理解を深めること」が18.5%と最も高く、次いで「会社などに就職ができるように就職先を多くすること（もっと就職ができやすくすること）」、「障害のある人や、その家族等が地域で行うさまざまな取り組みを支援すること」が14.8%となっています。

保護者の方では、「長く働き続けるための支援（雇用継続の支援）があること」が15.6%と最も高く、「会社などに就職ができるように就職先を多くすること（もっと就職ができやすくすること）」が13.3%となっています。

前計画と同様に「会社などに就職ができるように就職先を多くすること（もっと就職ができやすくすること）」、「長く働き続けるための支援（雇用継続の支援）があること」が多くなっています。



3 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末の施設入所者数は66人でした。第6期計画では4人の移行者数を目標として設定していましたが、実績としては3人となっています。施設入所者数では、4人の削減見込み数に対して、0人の削減実績となっています。

項目	数値	備考
施設入所者数	66人	令和元年度末時点の施設入所者数
【目標値①】 令和3年度～令和5年度末までの 移行者数	4人 6.1%	
【実績値①】 移行者実績	3人 4.5%	令和3年度から令和5年度末（令和5年7月末）までの実績
【目標値②】 施設入所者の削減見込み数	4人 6.1%	
【実績値②】 令和5年度末までの削減実績	0人 0%	令和3年度から令和5年度末（令和5年7月末）の施設入所者の削減実績
令和5年度末（令和5年7月末） の施設入所者数	66人	

(2) 福祉施設から一般就労への移行

第6期計画では、令和5年度において、福祉施設から一般就労への移行者の目標値を4人として設定していましたが、実績としては、令和5年度までに11人となっています。

項目	数値	備考
目標値	4人	令和5年度において、施設を退所し、一般就労に移行する人の数
実績値	2人	令和5年度において、施設を退所し、一般就労に移行した人の数
参考：令和3年度実績4人、令和4年度実績5人、令和5年度実績2人		

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる保健、医療、福祉関係者による協議の場として、南国市障害者自立支援協議会を活用し、支援体制の整備を図っています。

(4) 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等について、既存のサービス・体制の整備状況を把握し、効果的な拠点のあり方等を、関係機関との協議をしていきます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制については、児童発達支援センターを1か所整備し、保育所等訪問支援ができる体制を構築しています。また、主に重症の障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を確保しています。また、児童専門の相談支援事業所による相談支援体制の強化を図りながら、障害者自立支援協議会を活用し、支援を継続していきます。

第3章 計画の基本的な考え方

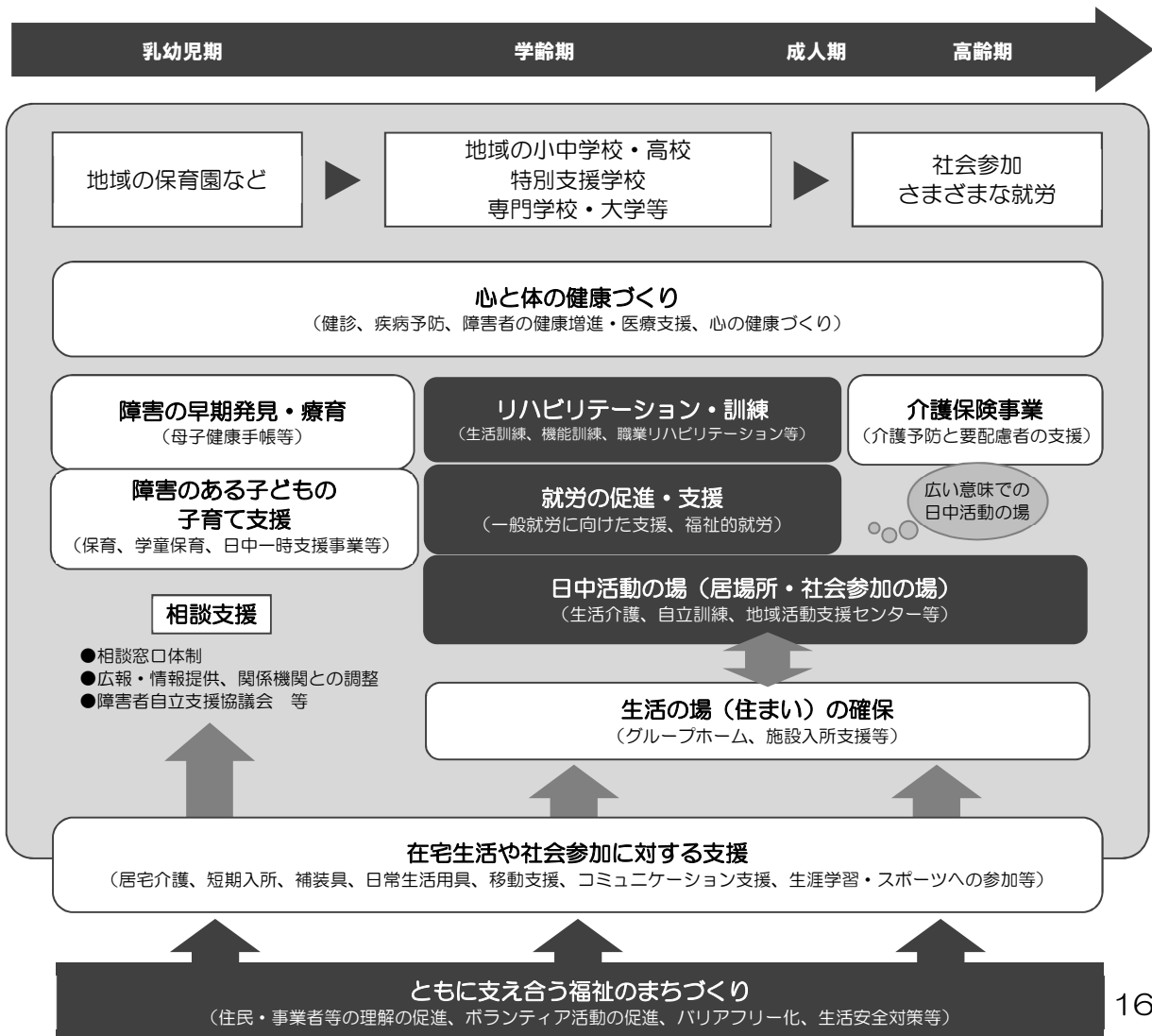
1 基本理念

前計画の基本理念であった「ノーマライゼーション*」の考え方を引き継ぎ、障害があっても、社会の一員として生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる利益を平等に受けることのできる社会を構築することを目指します。さらに、障害のある人が社会参加する上での社会的障壁の除去に努め、障害のある人もない人もともに支え合い、安心していきいきと暮らせる「共生社会」を目標（基本理念）とします。また、その実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき地域の活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援します。*ノーマライゼーション：障害のある人が、地域社会の中で障害のない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動できる社会づくりを目指すという考え方。

2 計画の基本的な方向性

1 ライフステージを通じた支援の仕組みづくり

障害者が、ライフステージの各段階において、本人の望む暮らし方の実現に向けた支援を受けるためには、本人・家族を含む施策の多様な担い手が互いの分野間の調整を行い、迅速・的確なサービス提供につなげていくことが重要です。そのため、ライフステージを通じた支援の仕組みづくりを推進します。



2 サービスの自己選択と自己決定の尊重

地域共生社会を実現するため、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ります。

3 すべての障害を一元化した障害福祉サービスの提供

難病患者や発達障害者、高次脳機能障害者も含め、障害者が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、引き続きサービスの充実を図ります。

4 地域生活への移行と就労支援の充実

障害者の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活での継続した支援や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。

5 障害児の健やかな育成のための発達支援

質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、各関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援体制の充実を図ります。

6 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障害者が障害者でない者と同じ内容の情報を、同一時点において取得できるよう支援の充実を図ります。手話通訳者等を確保し、意思疎通支援の充実を図ります。

7 障害者家族への支援

医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）等の介護を行う家族等の休養を図ることを目的として、在宅レスパイト事業（※1）を実施しています。障害者の支援はもちろん、障害者を支える家族への支援体制の充実を図ります。

（※1）在宅レスパイト事業（南国市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業）：令和4年4月からスタートした事業で、在宅生活を送っている日常的に医療的ケアが必要な障害児（者）の自宅に訪問看護ステーションから訪問看護師を派遣して、一定時間医療的ケアを代替することにより、障害児（者）の健康保持を図るとともに、家族の介護負担を軽減（レスパイト）することを目的とする事業。

3 計画の体系

	サービスの種類	具体的なサービス・事業等
障害福祉サービス 障害児福祉サービス等	1 訪問系サービス	①居宅介護 ②重度訪問介護 ③行動援護 ④同行援護 ⑤重度障害者等包括支援
	2 日中活動系・訓練・就労系サービス	①生活介護 ②自立訓練(機能訓練) ③自立訓練(生活訓練) ④就労移行支援 ⑤就労継続支援(A型) ⑥就労継続支援(B型) ⑦就労定着支援 ⑧短期入所 ⑨療養介護 ⑩就労選択支援
	3 居住・施設系サービス	①自立生活援助 ②共同生活援助 ③施設入所支援
	4 相談支援	①計画相談支援 ②地域移行支援 ③地域定着支援
	5 障害児支援	①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 ③放課後等デイサービス ④保育所等訪問支援 ⑤居宅訪問型児童発達支援 ⑥障害児相談支援

		サービスの種類	具体的なサービス・事業等	
地域生活支援事業	1 必須事業		①理解促進研修・啓発事業	
			②自発的活動支援事業	
			③相談支援事業	
			④成年後見制度利用支援事業	
			⑤成年後見制度法人後見支援事業	
			⑥意思疎通支援事業	
			⑦日常生活用具給付等事業	
			⑧手話奉仕員養成研修事業	
			⑨移動支援事業	
			⑩地域活動支援センター機能強化事業	
	2 任意事業	日常生活支援		①福祉ホーム事業
				②日中一時支援事業
			③巡回支援専門員整備	
社会参加支援			①スポーツ・レクリエーション教室開催等	
			②自動車運転免許取得・改造助成	

第4章 取り組みの内容

1 第7期障害福祉計画における成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■第7期計画の目標設定

項目	目標
令和4年度末時点の施設入所者数	68人
令和8年度末時点の施設入所者数	64人
【目標値】令和8年度末時点の施設入所者の削減数	4人
	5.9%
【目標値】令和8年度末時点の地域生活移行者数	5人
	7.4%

(2) 福祉施設から一般就労への移行

■第7期計画の目標設定

項目	目標
【基準値】令和3年度の一般就労への移行者数	4人
【目標値】令和8年度までの一般就労移行者数	6人
	就労移行支援事業 3人
	就労継続支援A型 2人
	就労継続支援B型 1人
【目標値】令和8年度の就労定着支援利用者数	6人

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■第7期計画の方針

障害者が地域で安心して希望する生活をするために、地域包括ケアシステム等の支援体制構築に向けて引き続き協議を継続します。

■精神科病院から地域生活への移行の活動指標

① 各年度における協議回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	1回	1回	1回

② 各年度における協議の場への関係者の参加者数

関係者	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者(福祉、保健、医療、社協)	8人	8人	8人

③ 各年度における協議の場の目標設定及び評価の実施回数

関係者	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標設定	1回	1回	1回
評価実施回数	1回	1回	1回

(4) 地域生活支援の充実・強化

■第7期計画の目標設定

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備及び運用状況の検証・検討	県の基本指針では、令和8年度末までに整備することとされており、地域生活支援拠点等の整備に向けて、市内に面的整備型の設置を検討します。地域生活支援拠点の各機能（緊急時の受入れ・対応機能、体験の機会・場の機能等）について、地域におけるニーズや課題を把握するとともに、自立支援協議会で運用状況を確認します。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保や医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置等、障害児支援の充実に努めるとともに、各関係機関との連携強化に努めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

■第7期計画の目標設定

市町村が設定する成果目標はありませんが、国の基本指針や県の方針を踏まえ、本市の実績や実情を加味して相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みを継続します。

南国市において、相談支援体制の充実・強化等に向け、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センター等の設置に向けて支援体制の更なる充実に努めます。

また、個別事例を通じて抽出される地域課題について、関係機関等と協議、連携し、地域サービス基盤の開発・改善等を行います。

■相談支援体制の充実・強化に向けた方向性

相談支援体制の充実・強化に向けて、基幹相談支援センターの整備を検討していきます。今後も南国市においては、総合的・専門的な相談支援体制を継続して確保します。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築を図ります。

■第7期計画の目標設定

市町村が設定する成果目標はありませんが、国の基本指針や県の方針を踏まえ、本市の実績や実情を加味して障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを継続します。

■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に向けた方向性

障害福祉サービス等の質の向上に向けて、障害福祉サービスに係る各種研修を活用します。また、事業所や関係自治体等との更なる連携強化に努めます。

2 障害福祉サービスの充実

(1) 訪問系サービス

サービス名	居宅介護(ホームヘルプ)
内容	身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人を対象に、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行います。

サービス名	重度訪問介護
内容	重度の肢体不自由者や知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常時介護を要する者を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスを提供します。

サービス名	行動援護
内容	知的・精神障害により行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護などを行います。

サービス名	同行援護
内容	視覚障害により移動が困難な人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助などを行います。

サービス名	重度障害者等包括支援
内容	常時介護を要する者のうち、四肢麻痺などのために介護の必要性が特に高いと認められた者に対して、居宅介護や生活介護、行動援護、共同生活介護などのサービスを包括的に提供します。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	時間/月	703	740	814	850	901	952
	人/月	44	46	47	50	53	56

◎ 新型コロナウイルス感染症が5類に変更されて以降、利用者が増加しており今後も伸びていくものと思われま。見込みは各人数に17時間をかけて算出しています。

支援の方向性

障害者や障害児、難病を患っている人のそれぞれの特性に応じるため、障害福祉サービス事業所や医療機関などとの連携を強化するとともに、ホームヘルパーなどの養成と確保を働きかけるなど、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供できる体制づくりを推進します。

また、県・周辺自治体との連携を図り、広域的なサービス調整を図ります。

(2) 日中活動系・訓練・就労系サービス

サービス名	生活介護
内容	常時介護を要する障害者に対して、主として昼間に障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護などのほか、相談や助言など日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供など身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	2,425	2,670	2,580	2,751	2,814	2,877
	人/月	122	125	128	131	134	137

◎ 実績から各年3人ずつ利用が増えるものと見込んでいます。各人数に21日をかけて算出しています。

サービス名	自立訓練(機能訓練)
内容	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者または難病等対象者に、施設や居宅において、理学療法、作業療法など必要なリハビリテーションのほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行います。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	46	0	0	46	46	46
	人/月	2	0	0	2	2	2

◎ 利用者数自体少ないが、毎年2人は利用する可能性があり、各人数に23日をかけて算出しています。

サービス名	自立訓練(生活訓練)
内容	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に、施設や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練のほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行います。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	36	46	39	40	40	40
	人/月	2	2	2	2	2	2

◎ 需要はあるが施設に限られるため、実績から各年2人の利用があるものと見込んでいます。各人数に20日をかけて算出しています。

サービス名	就労移行支援	
内容	就労を希望する 65 歳未満の障害者で一般就労が可能と見込まれる人に、一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など必要な支援を行います。	

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日/月	103	138	105	154	154	154
	人/月	6	7	5	7	7	7

◎ 直近の利用実績から横ばいになると見込んでいます。各人数に 22 日をかけて算出しています。

サービス名	就労継続支援(A型)	
内容	一般就労が困難な 65 歳未満の障害者に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行います。(雇用契約あり)	

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援(A型)	人日/月	500	696	600	608	608	627
	人/月	26	33	32	32	32	33

◎ 令和4年度は新しい事業所が出来たため増加しました。アンケートの結果から、工賃アップや就職先を多くしてほしい声が多くあったことから、環境整備をすすめることが望まれます。各人数に 19日をかけて算出しています。

サービス名	就労継続支援(B型)	
内容	一般就労していたが、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になったり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかったりした障害者に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行います。(雇用契約なし)	

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援(B型)	人日/月	2,296	2,424	2,374	2,508	2,565	2,622
	人/月	126	125	129	132	135	138

◎ 増加傾向にあり今後も伸びていくものと思われます。各人数に 19日をかけて算出しています。

サービス名	就労定着支援
内容	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人/月	4	3	3	3	3	3

◎ 実績からほぼ横ばいと見込んでいます。

サービス名	短期入所(ショートステイ)
内容	介護者の病気や家族の休養などのため、障害者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。なお、福祉型とは障害者支援施設等におけるものであり、医療型とは病院、診療所、介護老人保健施設におけるものです。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所(ショートステイ)	人日/月	51	110	93	138	174	210
	人/月	7	17	17	23	29	35

◎ 新型コロナウイルス感染症が5類に変更されて以降、増加傾向にあり、コロナ禍以前の水準まで回復していくものと思われます。人数に6日をかけて算出しています。

サービス名	療養介護
内容	病院等への長期の入院による医療的ケアや常時介護が必要な障害者に、主として昼間に、病院などの施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	14	15	17	19	19	19

◎ 令和6年度は新たに2人の入所予定を見込んでいます。その後は横ばいの見込みです。

サービス名	就労選択支援
内容	就労を望む障害者の能力やニーズを把握し、適切な仕事やサービスに繋がるよう支援します。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人/月					2	2

◎ 令和7年度より新設予定のサービスです。第7期計画期間中に計4人の利用を見込んでいます。

支援の方向性

障害福祉サービス事業所や医療機関などとの連携を強化するとともに、指導や支援を担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切な日中活動の場と必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

就労移行支援や就労継続支援については、利用ニーズの把握に努め、障害福祉サービス事業所などと連携してサービス調整を図ります。

短期入所の利用ニーズが多い状況ですが、継続して必要なサービス量の確保に努めます。

(3) 居住・施設系サービス

サービス名	自立生活援助
内容	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う支援を行います。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0

◎ これまでの利用実績がないことから、第7期計画期間中も利用を見込んでいません。

サービス名	共同生活援助(グループホーム)
内容	主として夜間に、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	50	54	55	59	63	67

◎ 令和4年度から伸び率が高くなっており、今後も増えていくものと思われます。年4人の増加を見込んでいます。

サービス名	施設入所支援
内容	施設に入所する障害者に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談や助言など必要な日常生活上の支援を行います。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人/月	68	68	66	65	64	64

◎ 地域生活への移行により、徐々に利用が減少するものと見込んでいます。第7期計画期間中に令和4年度末実績から4人の減少を見込んでいます。

支援の方向性

共同生活援助(グループホーム)については、障害のある人が仲間とともに、地域において必要な支援や介護を受けながら暮らす生活の場として、今後もニーズの把握に努め、必要なサービス量の確保に努めます。地域共生社会の実現のため、地域住民の理解を促し、障害のある人の住まいの確保に努めます。

施設入所支援については、認定審査を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう、今後も入所利用の適正化と広域的な施設利用の視点も含めたサービス調整に努めます。

(4) 相談支援

サービス名	計画相談支援
内容	支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	78	74	76	75	75	75

◎ これまでの実績から各年75人を見込んでいます。

サービス名	地域移行支援
内容	福祉施設の入所者及び入院中の精神障害のある人に対して、定期的な面接や退所・退院に向けた支援を行います。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1

◎ これまでの実績から各年1人を見込んでいます。

サービス名	地域定着支援
内容	一人暮らしの障害者に対し、地域生活移行後の相談支援や緊急時の対応を行います。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

◎ これまでの実績から第7期計画期間中は令和6年度に1人の利用を見込んでいます。

支援の方向性

障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人が、ニーズに応じた福祉サービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。

また、障害者支援施設などに入所している障害のある人、精神科病院に入院している障害のある人の地域移行や地域定着を進めるため、相談支援（住居の確保、同行援護、常時の連絡体制、緊急事態への対応など）の充実を図ります。そのため、対象者の把握を行うとともに関係機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保に継続して努めます。

3 地域生活支援事業の充実

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活など社会生活をする上で生じる社会的障壁をなくすため、地域住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行います。また、文化芸術活動を通じて、障害のある人の生きがいづくりや交流機会の創出につながるよう支援します。

②自発的活動支援事業

障害のある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）に対して助成金や補助金を支給するなど支援します。

③相談支援事業

【障害者相談支援事業】

障害のある人、その家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人の権利擁護のために必要な援助などを行い、相談支援体制のさらなる強化充実に努めます。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2

【基幹相談支援センター等機能強化事業】

基幹相談支援センターについては、設置に向けて関係機関と協議を重ねていきます。また引き続き、既存の相談支援事業所と連携を図るとともに、相談支援に係る資質の向上に努めます。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	0	0	0	0	1	1

④成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人や精神障害のある人に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の助成などの利用促進策等により、障害者の権利擁護を図ります。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (12月末現在)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	のべ件数	1	1	1	1	1	1

⑤意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他障害により、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。利用者の高齢化による通院等のため、手話通訳者派遣のべ件数は、前計画より増加しています。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (12月末現在)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣	のべ人数	69	40	42	50	50	50
手話通訳者設置	通訳のべ件数	333	302	228	300	300	300
要約筆記者派遣	のべ人数	0	0	0	1	1	1

⑥日常生活用具給付等事業

サービス名	介護・訓練支援用具
内容	特殊寝台、特殊マット、その他の障害者の身体介護を支援する用具並びに障害のある子どもが訓練に用いるいす等のうち、障害者及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (12月末現在)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	5	5	1	3	3	3

サービス名	自立生活支援用具					
内容	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、その他の障害者の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。					

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (12月末現在)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活支援用具	件	3	9	4	6	6	6

サービス名	在宅療養等支援用具					
内容	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障害者の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。					

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (12月末現在)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅療養等支援用具	件	5	4	6	5	5	5

サービス名	情報・意思疎通支援用具					
内容	点字器、人工喉頭、その他の障害者の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。					

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (12月末現在)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
情報・意思疎通支援用具	件	11	12	8	12	12	12

サービス名	排泄管理支援用具					
内容	ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。					

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (12月末現在)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
排泄管理支援用具	件	1,081	1,169	833	1,030	1,030	1,030

サービス名	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)
内容	障害者の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (12月末現在)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅生活動作補助用具	件	3	5	1	4	4	4

⑦手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人との交流活動の促進、南国市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。

⑧移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人等の外出のために、ガイドヘルパーの派遣や車両での移送を行います。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (12月末現在)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用人数	12	12	13	13	13	13
	利用時間	367	282	257	314	314	314

⑨地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターでは、障害のある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行っています。本市では、地域活動支援センター「南国」に委託して設置しています。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (12月末現在)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	実人数	52	54	64	57	57	57
	のべ人数	1087	1851	1468	1954	1954	1954
	1日平均	6	9	7.9	10	10	10

(2) 任意事業

①日常生活支援

【福祉ホーム事業】

住居を求めている障害のある人に、居室その他の設備の利用機会を提供することにより、障害のある人の地域生活を支援します。現在は4名の方が利用しています。(令和5年12月末時点。)

【日中一時支援事業】

障害のある人の日中における活動の場を確保し、また、障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息等のために、支援を行います。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (12月末現在)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時 支援事業	箇所	6	8	7	7	7	7
	実利用人数	19	19	21	20	20	20

【巡回支援専門員整備】

発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設、場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員及び障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

②社会参加支援

【スポーツ・レクリエーション教室開催等】

スポーツ教室等の開催により、障害のある人がスポーツにふれる機会を提供するとともに、障害者施設が実施する施設外レクリエーション活動を支援します。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (12月末現在)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ・ レクリエーション 事業	利用者数	0	0	0	10	10	10

【自動車運転免許取得・改造助成】

障害のある人の社会参加の促進を目的として、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (12月末現在)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転 免許取得・ 改造助成	利用者数	4	2	4	5	5	5

4 第3期障害児福祉計画における成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

■第3期の目標設定

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	設置済み	維持継続します。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済み	維持継続します。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保済み	維持継続します。
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置	設置検討	対象者は少ない状況ですが、随時話し合いをしています。また、必要に応じて、市での設置を検討します。

5 障害のある児童を対象としたサービスの充実

(1) 障害児通所支援

サービス名	児童発達支援
内容	身体障害、知的障害、精神障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。

		第2期計画(実績)			第3期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	131	240	174	192	192	192
	人/月	28	41	27	32	32	32

◎ これまでの実績から各年 32 人の利用を見込んでいます。各人数に6日をかけて算出しています。

サービス名	医療型児童発達支援
内容	身体障害、知的障害、精神障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などの児童発達支援に加え、治療を行います。

		第2期計画(実績)			第3期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型児童発達支援	人日/月	2	11	9	10	10	10
	人/月	1	3	3	3	3	3

◎ これまでの実績から横ばいを見込んでいます。各人数に3.3日をかけて端数調整をして算出しています。

サービス名	放課後等デイサービス	
内容	通学中の障害のある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童・生徒の放課後等の居場所を提供します。	

		第2期計画(実績)			第3期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイサービス	人日/月	1,201	1,301	1,356	1,540	1,610	1,680
	人/月	87	91	107	110	115	120

◎ これまでの実績を勘案し、利用は増加するものとして見込んでいます。各人数に14日をかけて算出しています。

サービス名	保育所等訪問支援	
内容	保育所等を現在利用中の障害のある児童、または今後利用する予定の障害のある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。	

		第2期計画(実績)			第3期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等 訪問支援	人日/月	12	28	21	36	36	36
	人/月	11	23	18	18	18	18

◎ これまでの実績から各年18名の利用を見込んでいます。各人数に2日をかけて算出しています。

サービス名	居宅訪問型児童発達支援	
内容	重症心身障害児などの重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。	

		第2期計画(実績)			第3期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

◎ これまで実績がないことから、第3期計画期間中の利用を見込んでいません。

支援の方向性

障害福祉サービス事業所や医療機関などとの連携を強化するとともに、指導や支援を担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービスを利用する障害のある子どもやその家族の状況に応じた適切かつ必要なサービス量を提供できる体制づくりの推進に努めます。

(2) 障害児相談支援

サービス名	障害児相談支援
内容	障害児通所支援を利用するすべての障害のある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

		第2期計画(実績)			第3期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児 相談支援	人/月	20	35	22	25	30	35

◎ これまでの実績を勘案し、利用は増加するものと見込んでいます。

支援の方向性

サービスを利用するすべての障害のある子どもが、ニーズに応じたサービスを利用できるよう、対象となる子どもの把握を行うとともに関係機関と連携を図り、適切なサービス利用計画の作成を行います。利用者数が増加しているため引き続き、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、行政、地域、家庭、保育所、学校、障害者当事者団体・障害福祉サービス事業所・企業等が主体的に参加することで、より効率的かつ持続可能な成果を生むことが期待されます。お互いの立場を理解する姿勢で、連携と協働し、それぞれが適切な役割分担のもとに障害者福祉施策を進めることが必要です。

(1) 行政の役割

障害福祉を推進するために、ニーズや提案を理解し、意見収集に努め、地域課題を抽出して課題解決に努めます。権利擁護センターなどの関係機関と継続的な連携と協働を進めます。理解を深める講座や会議などを通じて、様々なアイデアを共有する場を提供します。また、地域の実情にあった施策を計画的に進めるため、社会の包括性を守りながら、全庁的な調整を図ります。

(2) 地域・家庭・保育所（園）・幼稚園・学校の役割

障害や障害者に対する差別をなくし理解を深めるため、地域、保育所（園）、幼稚園や学校でのイベントや講座を通じて、啓発活動を実施します。啓発活動の効果は、長期的にみていく必要がありますが、地域でともに支えながら暮らしていける環境づくりを進めることが必要です。また、障害者が地域の一員として責任と役割を担い、障害者が自分らしく輝ける地域づくりへの支援が必要です。

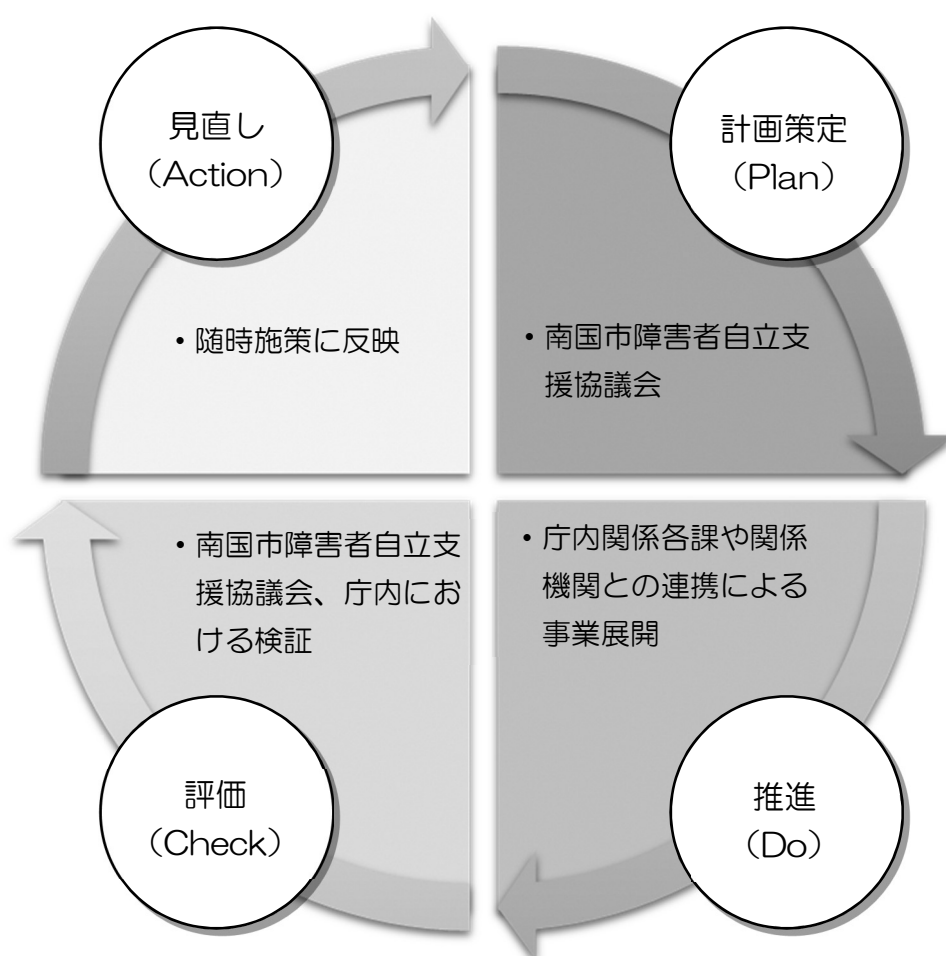
(3) 障害者当事者団体・障害福祉サービス提供事業所・企業等の役割

事業所は、障害者が働きやすい職場を作るために、バリアフリーな環境や適切なサポートを提供し、障害者の能力を十分に発揮できるような支援が必要です。企業は多様性を尊重し、従業員間の理解を深めるために、教育活動の実施がもとめられます。また、施設やサービスのアクセシビリティを向上させ、障害者が円滑かつ自立して社会参加できる環境を整備することが必要です。これにより、企業は社会的責任を果たし、従業員全体の生産性と幸福感を向上させることが期待されます。

2 計画の点検・評価体制

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その推進状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取り組みを改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の推進には障害者等を取り巻く社会環境等の変化と障害者のニーズの的確な把握に努める必要があることから、当事者団体や関係機関、サービス提供事業者等を構成員とする「南国市障害者自立支援協議会」及び、その専門部会を通じて、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで、この計画を推進していきます。



参考資料

1 南国市障害者自立支援協議会設置要綱

平成20年9月24日

告示第43号

改正 平成25年3月27日告示第19号

南国市障害者計画推進委員会設置要綱（平成12年南国市告示第12号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、南国市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本市における障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立生活を支援することを目的とする。

（構成機関等）

第2条 協議会は、次に掲げる構成機関（以下「構成機関等」という。）で組織する。

- (1) 指定相談支援事業所
- (2) 高知県相談支援体制整備事業関係者
- (3) 指定障害福祉サービス事業者
- (4) 障害者家族団体等関係者
- (5) 障害当事者団体等関係者
- (6) 医療関係機関
- (7) 就労支援、雇用等関係機関
- (8) 教育関係機関
- (9) 商工関係機関
- (10) 県及び市行政関係部署
- (11) 識見を有する者
- (12) その他市長が必要と認める機関

（協議事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 委託相談支援事業者の中立及び公平性の確保並びに運営評価に関すること。
- (2) 障害者等の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 就労支援サービスの支給決定を含む障害者の就労促進に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害者計画、障害福祉計画など各種施策等の研究及び検証に関すること。
- (7) 他の障害者自立支援協議会との共同研究、調整、情報交換等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 協議会は、全体会及び専門部会で構成する。

- 2 全体会は、構成機関等の代表者（以下「全体会の委員」という。）で構成する。
- 3 専門部会は、構成機関等の意見を踏まえ構成機関等の中から選出するものとし、当該構成機関等の実務担当者（以下「専門部会の委員」という。）で構成する。

（全体会）

第5条 全体会は、障害者等の地域での自立支援策の全般について、情報交換、施策の提案、専門部会の設置・変更・廃止、構成機関等の連携のあり方、役割分担等について協議する。

- 2 全体会に会長及び副会長を置き、全体会の委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、全体会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 会長及び副会長は、再任することができる。

（専門部会）

第6条 専門部会は、障害者等の個別ケース等について、支援内容、連携のあり方及び役割分担について協議するほか、施策展開等の研究及び提案を行う。

- 2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 専門部会は、部会長が招集する。
- 5 部会長は、会議において必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて意見を求めることができる。
- 6 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、福祉事務所に置く。

（秘密の保持）

第8条 協議会において知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。協議会の構成メンバーを脱退後も同様とする。

（報酬）

第9条 全体会の委員及び専門部会の委員の報酬は、無報酬とする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

- 2 この要綱の施行後最初に選任される会長及び副会長の任期は、第5条第6項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成25年告示第19号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 南国市障害者自立支援協議会委員名簿

(全体会)

	氏名		備考
1	竹村 明	会長	(福)南国市社会福祉協議会会長
2	楡金 美彦	副会長	南国市民生児童委員協議会会長
3	澤江 陽子		地域活動支援センター「南国」管理者
4	住友 芳美		特別アドバイザー
5	甲藤 真敬		障害者支援施設こくふ施設長
6	濱口 玲子		(福)きてみいや理事長
7	前田 和子		就労支援センターコーケン
8	矢野 義喜		南海学園施設長
9	小田切 泰禎		(福)土佐希望の家常務理事
10	濱口 憲正		南国市手をつなぐ育成会会長
11	吉川 眞喜子		精神障害者家族代表
12	北村 健一		心身障害者家族代表
13	中澤 宏之		土佐長岡郡医師会会長
14	高橋 佳宏		障害者就業・生活支援センター ゆうあい
15	森本 拓生		高知公共職業安定所所長
16	高橋 信司		高知県立山田特別支援学校
17	杉村 寛		南国市商工会会長
18	谷脇 淑代		高知県中央東福祉保健所長
19	島村 まさこ		南国市身体障害者協議会会長
20	藤宗 歩		南国市保健福祉センター所長
21	中村 俊一		南国市長寿支援課長
22	溝淵 浩芳		南国市教育委員会学校教育課長

(計画部会)

	氏名		備考
1	楡金 美彦	部会長	南国市民生児童委員協議会会長
2	澤江 陽子		地域活動支援センター「南国」管理者
3	甲藤 真敬		障害者支援施設こくふ施設長
4	矢野 義喜		南海学園施設長
5	濱口 憲正		南国市手をつなぐ育成会会長
6	吉川 眞喜子		精神障害者家族代表
7	北村 健一		心身障害者家族代表
8	谷脇 淑代		高知県中央東福祉保健所長
9	藤宗 歩		南国市保健福祉センター所長
10	島村 まさこ		南国市身体障害者協議会会長

**第7期南国市障害福祉計画
第3期南国市障害児福祉計画**

発行年月：令和6年3月
発行：高知県 南国市
編集：南国市福祉事務所
〒783-8501
高知県南国市大涌甲 2301 番地
TEL：088-880-6566
FAX：088-863-1167
